

1 地方税財政制度の抜本的見直し

提案要求先 総務省・財務省
都所管局 財務局・主税局

1 国から地方への税源移譲を実現すること。

真の地方自治とは、地方自治体が自らの財源と自らの責任に基づいて行財政運営を行う「地方主権」を確立して初めて実現できるものである。

国から地方への税源移譲については、今年6月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、18年度を目途に、税源移譲、地方交付税、国庫補助負担金の三位一体の改革により、地方税財政制度改革を進めていくことが明記された。

したがって、国から地方への税源移譲を先送りすることなく、あくまで三位一体の改革の趣旨に沿って、速やかにその実現を図るべきである。

また、その移譲にあたっては、首都圏の再生や環境対策など膨大な財政需要に的確に対処するため、東京をはじめ大都市への税源配分に十分配慮すべきである。

- (1) 国と地方の税源配分を抜本的に見直し、消費税や所得税等から、地方消費税や住民税等への税源移譲を速やかに実現すること。
- (2) 国庫支出金については、地方行政に対する国の関与を縮小する観点から、国庫補助金は基本的に廃止し、国庫負担金は真に国が義務的に負担を負うべき分野に限定するなど、積極的に整理合理化を図ること。
- (3) 地方交付税制度については、自主的・自立的な行財政運営を確保する観点から、地方交付税制度が本来果たすべき役割、交付税総額の真に必要な水準までの縮減などについて、抜本的な見直しを行うこと。

2 次に掲げる極めて不合理な措置については、地方税財政制度の抜本的見直しを待つまでもなく、速やかに是正すること。

- (1) 地方交付税の不交付を理由とする財源調整等の廃止
地方道路譲与税の譲与制限

2 自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化

提案要求先 総務省・経済産業省・環境省
都所管局 環境局・主税局

都における大気汚染は依然として深刻な状態にあり、都民の健康と生命を守るためには、一刻の猶予もならない状況にある。

この大気汚染の根本的な原因は国の自動車排出ガス規制の遅れにある。しかし、国は、自動車NO_x・PM法において、車種規制の適用を当初予定より最大2年半遅らせた措置を適切であるとするなど、危機感に欠けており、誠に遺憾である。

これに対し、首都圏の一都三県では、平成15年10月1日から条例によるディーゼル車規制を実施し、八都県市で連携協力してディーゼル車対策に取り組んでいる。

については、ディーゼル車等の自動車交通に起因する東京の大気汚染を早期に改善するとともに、健康被害者を救済するため、以下の措置を講じること。

5 不正軽油対策

不正軽油の使用に伴う大気汚染や不正軽油を製造する過程で副産物として発生する硫酸ピッチの不法投棄の問題などが顕在化している。

このような不正軽油による環境悪化を防止するとともに、流通形態の多様化に伴う脱税・滞納などの問題に対処するため、次のとおり早急に抜本的な対策を講じること。

- (1) 不正軽油の製造等を取り締まる実効性ある対策を講じるとともに、軽油引取税の脱税や不正軽油の製造、販売及び消費に対する罰則を強化すること。また、硫酸ピッチの不法投棄に対する罰則を強化すること。
- (2) 自動車燃料に使用される軽油類似製品を輸入する場合には、輸入時に軽油引取税を課税できるようにすること。
- (3) 輸入業者が、軽油、灯油及びA重油の売りさばき先を経済産業大臣に報告することを義務づけ、大臣が当該報告を関係都道府県知事に通知する制度を創設すること。
- (4) 軽油の輸入許可は、都道府県知事の軽油引取税納税証明を要件とすること。

3 都市と地球の温暖化防止対策の推進

提案要求先 総務省・経済産業省・国土交通省・環境省
都所管局 環境局・主税局

都においては、「2つの温暖化」（地球温暖化と都市の温暖化（ヒートアイランド現象））が深刻化しており、都市と地球の存続可能性を揺るがす事態に陥っている。

温暖化対策における国の役割としては、一刻も早く「京都議定書」が発効するように外交努力を強化すること、事業者による自主的取組や国民に対する普及啓発等にとどまらない、実効性ある地球温暖化対策を直ちに開始すること、地球温暖化の速度を大きく上回る都市の温暖化の実態を踏まえ、総合的な温暖化対策を推進していくことである。

ついては、東京を存続可能な都市とし、都民の生命と安全を守るため、以下の措置を講じること。

1 実効性ある温室効果ガス削減対策の実施

- (1) 今なお増加基調にある温室効果ガスの総排出量を早急に減少基調に転換するため、温暖化対策税とその税収を原資とした助成措置、排出権取引等を適切に組み合わせた経済的手法や削減義務の導入など確実な排出削減に向けた具体的手段を明示し、実効性ある対策を早急に実施すること。
- (2) 温暖化対策税については、地方自治体が環境政策に果たす責任と役割等を踏まえ、地方税として徴収し、税収の一部を国に譲与する地方税(全国地方税)とすること。

4 固定資産税制の改革

提案要求先 総務省
都 所 管 局 主税局

固定資産税制を抜本的に見直し、地価と税負担の関係が明確になるよう仕組みを簡明化すること。

また、収益価格をより重視した評価方法を検討すること。

5 相続税・贈与税の見直し

提案要求先 総務省・財務省
都 所 管 局 主税局

社会経済の活力を維持する観点から、相続税・贈与税のあり方を抜本的に見直すこと。

6 法人事業税の課税の適正化

提案要求先 総務省
都 所 管 局 主税局

- 1 地方税収の安定的確保を図るため、法人事業税の外形標準課税について、外形基準の割合を拡大すること。
- 2 法人事業税の分割基準を事実上、地方団体間の財源調整機能として用いないこと。

7 自動車関連税制の見直し

提案要求先 総務省
都所管局 主税局

環境重視の観点から

- 1 環境負荷の大きいディーゼル車の自動車税率を見直すこと。
- 2 自家用車に比べ低く設定されている営業用車の自動車税及び自動車取得税の税率を見直すこと。

8 還付加算金の割合の引下げ

提案要求先 総務省・財務省
都所管局 主税局

超低金利下において、過大となっている還付加算金の割合を引き下げること。

9 個人都民税徴収取扱費の見直し

提案要求先 総務省
都所管局 主税局

個人都民税徴収取扱費について、制度の趣旨を踏まえ、実態に見合うよう見直すこと。

1 0 課税の適正化のための民事執行法の改正

提案要求先 総務省・法務省
都 所 管 局 主税局

競売不動産の買受人による固定資産税及び都市計画税の悪質な課税逃れを防止するため、所有権移転登記が確実に行われるよう、民事執行法を改正すること。